

モルガン・スタンレー・
アジア・パシフィック・ファンド・インク

年次投資主総会招集通知及び
委任状勧誘参考資料
2016年6月21日

モルガン・スタンレー・アジア・パシフィック・ファンド・インク
ニューヨーク州 10036 ニューヨーク市
フィフス・アベニュー 522
モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク 気付

年次投資主総会招集通知

投資主の皆様へ

モルガン・スタンレー・アジア・パシフィック・ファンド・インク（「当ファンド」）の年次投資主総会（「本総会」）およびその継続会、または延会が下記の決議を目的として、2016年6月21日午前8時30分に、ニューヨーク州10036ニューヨーク市フィフス・アベニュー522 3階所在のモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク内3G会議室において開催されることをここにご通知申し上げます。

- 第1号議案 2019年の年次投資主総会まで、後任者が適法に選任され資格を有するまで、または本人の早期死亡、辞任、または法律もしくは当ファンド基本定款により定められた事由により本人が解任されるまでをその任期とする各取締役の選任の件
- 第2号議案 本総会またはその継続会もしくは延会に適法に提出されるその他の議題の審議に関する件

本総会に係る基準日である2016年4月7日の営業終了時の投資主名簿上の投資主のみが、本総会またはその継続会もしくは延会の招集通知を受領し、同会で議決する権利を有します。

メアリー・E・マリン
秘書役

2016年5月9日

同封の委任状用紙を速やかにご返信いただくことにより、定足数を確保するための追報を送る必要と出費を回避することができます。本総会にご本人がご出席不可能な場合は、必要定足数が本総会において表章されるよう、同封の委任状用紙にご署名の上、同封の封筒にてご返送下さい。

モルガン・スタンレー・アジア・パシフィック・ファンド・インク
ニューヨーク州 10036 ニューヨーク市
フィフス・アベニュー 522
モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク 気付

委任状勧誘参考資料

本委任状勧誘参考資料は、2016年6月21日に、ニューヨーク州10036 ニューヨーク市 フィフス・アベニュー522 3階において開催される年次投資主総会（「本総会」）に使用される取締役会による委任状の勧誘に関連し、モルガン・スタンレー・アジア・パシフィック・ファンド・インク（「当ファンド」）の取締役会（「取締役会」）より提供されている。年次投資主総会招集通知、委任状勧誘参考資料および委任状用紙は、まず2016年5月9日頃当ファンドの投資主（「投資主」）に宛て郵送される予定である。本総会の目的および審議される議題ならびに開始時刻については、同封の年次投資主総会招集通知に記載されている。

同封の委任状用紙が本総会における投票のために適法に署名され期限内に返送されてきた場合には、同委任状により委任された代理人は、表章される当ファンドの投資口（「投資口」）を委任状上の指図に従い投票する。投資主により提出された委任状に、投票に関する特段の記載がない場合には、投資口は年次投資主総会招集通知および本委任状勧誘参考資料に記載されている取締役候補者の選任に対し賛成票として投じられる。委任状の議決権行使に先立ち、当ファンド秘書役に対し委任状の撤回を書面にて通知するか、後日付の委任状に署名し、当ファンドの秘書役に対し交付（投票に間にあるように返信、受領された場合）すること、または本総会に出席し投票することにより、委任状を随時撤回することができる。本総会への出席自体により委任状を撤回することはできない。本総会において委任状を撤回するためには、投資主は後日付の委任状を提出するか、または本人が出席した上で委任状の撤回を要求しなければならない。投資口が登録ブローカーによってブローカー名義（ストリートネーム）で保有されている投資主で、本総会に出席し投票することを希望する投資主は、ブローカーから適法な委任状を入手した上で、それを本総会の投票検査官に提示しなければならない。

取締役会は、2016年4月7日の営業終了時を、本総会招集通知を受領し本総会またはその継続会もしくは延会において議決権を有する投資主を決定するための基準日として定めた。同日現在、当ファンドの発行済議決権付投資口数は、13,867,210口であった。

本総会の委任状勧誘に係る経費（主に印刷および郵送費用が含まれる。）は当ファンドが負担する。委任状の勧誘は、当ファンド取締役、当ファンド役員または当ファンドの投資顧問会社および事務管理会社であるモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク（「運用会社」）、モルガン・スタンレー・アンド・カンパニーLLC（「モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー」）および／またはモルガン・スタンレー・スミス・バーニーLLCの役員および正規従業員を通じて、郵送（郵送、電話またはその他の方法による委任状の勧誘により補完されることがある。）により特別報酬を支払うことなく行われる。加えて、定足数に達するために必要な得票数が得られないと思われる場合には、当ファンドはデ

ラウェアの法人であるコンピュータシェア・インク（コンピュータシェア・ファンド・サービス部門を通じて運用される。）（「コンピュータシェア・ファンド・サービス」）を委任状勧誘者として採用することができる。現在、当ファンドの名義書換代理業務はコンピュータシェア・トラスト・カンパニー・エヌ・エイが行っている。

投資主の皆様からご請求のあった場合には、2015年12月31日に終了した会計年度にかかる年次報告書の写しを無料で差し上げます。年次報告書および／または半期報告書のご請求は、テキサス州77842-3170 カレッジ・ステーション 私書箱30170 コンピュータシェア・ファンド・サービス気付 モルガン・スタンレー・クローズド・エンド型ファンド モルガン・スタンレー・アジア・パシフィック・ファンド・インク宛書面にてご連絡下さるか、フリーダイヤル(800)231-2608までお電話下さるか、または運用会社のインターネット・ウェブサイトwww.morganstanley.com/imをご覧ください。

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクが当ファンドの事務管理会社として管理業務を提供しており、その業務上の住所は、ニューヨーク州10036 ニューヨーク市 フィフス・アベニュー522である。ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーは当ファンドの副事務管理会社として業務を行っており、その業務上の住所は、マサチューセッツ州02111-2101 ボストン市 リンカーン・ストリート1である。

当ファンド取締役会は、投資主の皆様が年次投資主総会招集通知および本委任状勧誘参考資料の第1号議案に記載されている当ファンドの取締役候補者の選任に関し「賛成票」を投じるようお勧め致します。投資主の皆様の投票は重要です。所有する投資口数にかかわらず速やかに委任状用紙をご返送下さい。

取締役の選任に関する件 (第1号議案)

本総会において、投資主は以下の任期でかつ後任者が適法に選任され資格を有するまで在職する取締役として挙げられている下記の候補者の選任を審議するよう求められている。同封の委任状用紙に名前が記載された者は、投資主のために、任期が2019年までの第3組取締役としてフランク・L・ボーマン、ジャッキー・L・ハウスラー、ジェームズ・F・ヒギンスおよびマニュエル・H・ジョンソンを選任するよう賛成投票するつもりである。

当ファンドの付属定款に基づき、取締役の任期は交替制である。取締役会は第1組、第2組、第3組と3つに組分けされており、その任期は通常それぞれ3年である。毎年1つの組の任期が終了する。当ファンドの取締役とその組分けは以下の通りである。

第1組取締役	第2組取締役	第3組取締役*
キャスリーン・A・デニス	ナンシー・C・エヴァレット	フランク・L・ボーマン
ジョセフ・J・カーンズ	マイケル・F・クライン	ジャッキー・L・ハウスラー
マイケル・E・ヌジェント	W・アレン・リード	ジェームズ・F・ヒギンス
ファergus・リード		マニュエル・H・ジョンソン

* 本総会においては、現職の第3組取締役についてのみ、選任が審議される。

当ファンドの付属定款に基づき、各取締役はその任期が終了しかつ後任者が選任され資格を有するまで、または本人の早期死亡、辞任、または法律もしくは当ファンド基本定款により定められた事由により本人が解任されるまで、その職務にとどまる。

取締役会の構造および監督機能

取締役会のリーダーシップ構造は、取締役会会長を務める独立取締役と以下に記載する委員会をその特徴としている。会長は、当ファンド取締役会の議事日程の準備および取締役会において決議される問題に関連して取締役会に提示する情報の準備に関与する。会長はまた当ファンドのすべての取締役会の議長を務め、会議がない時はファンド経営陣の監督に関する事項の論議に関与する。

取締役会は、取締役、当ファンドおよび当ファンド投資主に対し重要性のあるすべての問題について、適時かつ効率的な判断を容易にするため、ならびに法律および規制上の要件を遵守し、当ファンドの活動および関連リスクを監督するため、委員会システムを利用し運営している。当ファンドの取締役会は、(1)監査委員会、(2)ガバナンス委員会、(3)コンプライアンス・保険委員会、(4)投資委員会、および(5)クローズド・エンド型ファンド委員会の5つの常設委員会を設立している。監査委員会、ガバナンス委員会およびクローズド・エンド型ファンド委員会は独立取締役のみで構成されている。コンプライアンス・保険委員会および投資委員会はそれぞれ、独立取締役と利害関係を有する取締役であるジェームズ・F・ヒギンス1名により構成されている。各委員会の憲章は、当ファンドの監督に関連したそれぞれの委員会の責任範囲を規定している。各委員会の責任(監督責任を含む。)は、下記「取締役会および委員会」の項に詳細されている。

当ファンドは、とりわけ投資リスク、コンプライアンス・リスク、運営・評価リスクを含む複数のリスクに曝されている。取締役会は、様々な取締役会活動およびその他委員会活動を通じた当ファンドの監督事項の一部として、これらリスクを監視する。取締役会は、当ファンドのリスクに対応するために設計された方針および手続を採用し、定期的に見直している。さらに、適切な要員(当ファンドの最高コンプライアンス責任者、当ファンドの管理チームおよび会計チームのメンバー、当ファンドの独立公認会計事務所の代表者、当ファンドの財務役ならびにポートフォリオ管理に従事する要員、ならびに独立の評価サービスおよび仲介分析サービス提供者を含むが、これらに限定されない。)が、当ファンドの活動および関連リスクに関する報告を取締役会、および必要に応じて各委員会に対し定期的に行う。これらの報告には、とりわけ、四半期毎のパフォーマンス・レポート、四半期毎の派生商品取引、ならびにリスクレポートおよび各資産区分に関連したリスク・チームのメンバーとの議論も含まれる。取締役会

の委員会構造は、各々の委員会がこれらのリスクがファンド集合中のいくつか、またはすべてのファンドに対して有する潜在的な影響の異なる側面に注力し、それを取締役に報告することを可能にしている。定例会の合間にも、当ファンドの役員は取締役会のリスク監視機能において例外的な重要事項について取締役と情報交換を行っている。取締役会は、当ファンドに影響を及ぼす可能性のあるリスクのすべてを確認することは不可能であること、および当ファンドに影響を及ぼす可能性のあるリスクのすべてを排除する手続および規制の開発は不可能であることを認識している。さらに、取締役会はその投資目的を達成させるため、当ファンドが特定のリスク(例えば投資リスク)を被ることが必要な場合があることを認識している。

取締役会または特定の委員会は、取締役会議がない時も、必要に応じて、当ファンドに関する報告を受領し、検討し、当ファンドの活動および関連リスクに関連した適切な関係者との議論に関与する。

取締役会および委員会

取締役会は1934年証券取引所法(改正済)(「1934年証券取引所法」)第3条(a)(58)(A)に従い、単独で指定された常設の監査委員会を設置している。監査委員会は、取締役会に対する当ファンドの独立公認会計事務所の選任または解任の勧告、独立公認会計事務所の職務(外部の専門家を任用する権限を含む。)の範囲内での事柄の調査の指図、監査契約における監査計画および監査結果についての独立公認会計事務所との検討、独立公認会計事務所およびその他の会計事務所により提供される専門的役務内容の事前承認、独立公認会計事務所の独立性の検討、監査および非監査報酬額の範囲の検討、当ファンドの内部統制システムの妥当性の検討、ならびに評価プロセスの検討の責任を負う。当ファンドは正式の書面による監査委員会憲章を採択した。

現在の監査委員会のメンバーは、ジャッキー・L・ハウスラー、ジョセフ・J・カーンズ、マイケル・F・クラインおよびW・アレン・リードである。いずれの者も1940年投資会社法(改正済)(「1940年法」)に定義される「利害関係人」ではなく(かかる利害関係を有しない取締役を以下「独立取締役」)、またニューヨーク証券取引所の上場基準に定義される、当ファンドから「独立している者」である。現在は、ジョセフ・J・カーンズが監査委員会の委員長を務めている。

取締役会にはガバナンス委員会もある。ガバナンス委員会は、取締役会および取締役会の委員会において独立取締役として職務を遂行する適格な個人を特定し、独立取締役候補者としてかかる適格な個人を独立取締役による指名に推薦する。また、ガバナンス委員会は、取締役会の構成、手続および委員会に関して取締役会に助言を行い、当ファンドに適用される一連のコーポレート・ガバナンス規則を策定および取締役会に勧告し、コーポレート・ガバナンス事項ならびに取締役会および取締役会の委員会の方針ならびに手続を監督および勧告し、取締役会およびその委員会の定期的な評価を監視する。当ファンドは正式な書面によるガバナンス委員会憲章を採択した。取締役会の候補者および推薦された者、ならびに取締役会の構成、手続および委員会に関するガバナンス委員会の目標および責任を中心としたその詳細はガバナンス委員会憲章に記載されている。ガバナンス委員会の委員は、キャスリーン・A・デニス、マイケル・E・ヌジェントおよびファーガス・リードであり、いずれの者も独立取締役である。加えて、マイケル・E・ヌジェントはモルガン・スタンレーのファンドの会長として、定期的にその他委員会に出

席することができる。ガバナンス委員会の現在の委員長はファーガス・リードである。

当ファンドには単独の推薦委員会はない。ガバナンス委員会が独立取締役として適格な候補者を推薦するが、次期独立取締役を指名する任務については、特定の独立取締役のみで構成される単独の委員会よりも、現在のすべての独立取締役の参加を要求することが重要であると取締役会は確信する。したがって、すべての独立取締役は各独立取締役が職務を遂行する当ファンドのための独立取締役候補者の選出および指名を共に行っている。独立取締役候補者としてガバナンス委員会により推薦された者は、当ファンドの業務および事業を運営ならびに指図する取締役会の機能を向上させる(該当する場合には、法律および規則またはニューヨーク証券取引所の上場規則で定められた責務を遂行する、および/または独立要件を充足する取締役会の委員会の機能を向上させることを含む。)ような経験、資質、特性、能力および多様性を備えている必要がある。独立取締役は自身が認める人材から適当と思われる多数の適格な取締役会候補者を引続き特定することができる。と期待する一方、独立取締役は投資主からの取締役会に対する推薦を検討する予定である。投資主から推薦する場合は下記「投資主からの通信文」に記載されている通り、独立取締役宛てに書面を送付しなければならない。

当ファンドの取締役会は、保険の付保範囲の検討ならびに当ファンドおよび取締役会のためのコンプライアンス機能の監視を行うコンプライアンス・保険委員会を設置した。コンプライアンス・保険委員会の委員は現在、フランク・L・ボーマン、ナンシー・C・エヴァレット、ジェームズ・F・ヒギンスおよびマニュエル・H・ジョンソンであり、フランク・L・ボーマン、ナンシー・C・エヴァレットおよびマニュエル・H・ジョンソンは独立取締役である。コンプライアンス・保険委員会の委員長はフランク・L・ボーマンである。

当ファンドには、当ファンドの資産運用投資プロセスの監視および当ファンドの運用実績の検討を行う投資委員会がある。投資委員会はまた、当ファンドの投資顧問運用契約および事務管理契約の承認または更新を取締役会に対して勧告する。投資委員会の委員はフランク・L・ボーマン、キャスリーン・A・デニス、ナンシー・C・エヴァレット、ジャッキー・L・ハウスラー、ジェームズ・F・ヒギンス、マニュエル・H・ジョンソン、ジョセフ・J・カーンズ、マイケル・F・クライン、マイケル・E・ヌジェント、W・アレン・リードおよびファーガス・リードである。投資委員会の委員長はマニュエル・H・ジョンソンである。

当ファンドの投資委員会には各々委員長を擁する3つの小委員会がある。各小委員会は主要な投資分野(株式等持分証券、固定利付証券および代替的投資)に焦点を当てている。小委員会とその委員は以下のとおりである。

- (1) 株式等持分証券－W・アレン・リード(委員長)、フランク・L・ボーマン、ナンシー・C・エヴァレットおよびマイケル・E・ヌジェント
- (2) 固定利付証券－マイケル・F・クライン(委員長)およびファーガス・リード
- (3) マネーマーケット証券および代替的投資－キャスリーン・A・デニス(委員長)、ジャッキー・L・ハウスラー、ジェームズ・F・ヒギンスおよびジョセフ・J・カーンズ

加えて、マニュエル・H・ジョンソンは投資委員会委員長として、小委員会に定期的に出席する。

取締役会は、クローズド・エンド型ファンド特有の事項を検討するためにクローズド・エンド型ファンド委員会を設立した。クローズド・エンド型ファンド委員会の委員はマイケル・E・ヌジェント、W・アレン・リードおよびファergus・リードであり、それぞれ独立取締役である。クローズド・エンド型ファンド委員会の委員長はマイケル・E・ヌジェントである。

2015年12月31日に終了した会計年度中、取締役会は下記の通り各委員会を開催した。

	<u>開催回数</u>
取締役会	6 回
<u>委員会／小委員会</u>	
監査委員会	4 回
ガバナンス委員会	4 回
コンプライアンス・保険委員会	4 回
投資委員会	5 回
株式等持分証券小委員会	5 回
固定利付証券小委員会	5 回
マネーマーケット証券および代替的投資小委員会	5 回
クローズド・エンド型ファンド委員会	4 回

2015年12月31日に終了した会計年度中、現職の各取締役は各取締役が取締役会の役員であった期間中に開催された取締役会および属している委員会の開催総数の75%以上に出席した。年次投資主総会については、取締役は出席することはできるが、出席を要求されてはいない。昨年の年次投資主総会には、いずれの取締役も出席しなかった。

投資主からの通信文

投資主は取締役会に対して通信文を送付することができる。投資主は当ファンド取締役会に通信文を送りたい場合には、取締役会(または取締役個人)宛てに直接および／または通信文が取締役会(または取締役個人)に宛てたものであることを挨拶文に明記して当ファンド事務所または取締役各人の名前の下に記載された住所の取締役宛てに送付するものとする。この他当ファンドが受領した投資主からの通信文で取締役会宛てに直接送付されなかったものは、経営陣により検討され、通常返答され、通信文に記載された内容に応じ経営陣の裁量で取締役会に転送される。

取締役の各候補者は本委任状勧誘参考資料に名前が記載されること、および選任された場合には当ファンドの取締役としてその職務にあたることに同意している。取締役会には、上記の候補者が取締役として選任されることについて不都合が生じると信じる理由は見当たらない。しかし本総会前にその様な事態が発生した場合は、委任状に議決権行使の代理人として記載された者は取締役会が推薦する者に賛成投票する。

取締役および取締役候補者に関する情報

当ファンドは、企業財務、事業サービスまたは学術において優秀かつ経験豊富な取締役を求めている。特定の取締役が取締役として適格であり、それが継続していると判断するため、当ファンドの取締役会は種々の基準を設けたが、いずれの基準も切り離して用いられるものではない。各取締役の経験、資質、特性または能力(下記に列記する事項を含む。)の精査に基づき、取締役会は各取締役を当ファンドの取締役として適格であると判断した。さらに、当ファンドの取締役会は、総じて、取締役はそれぞれ、当ファンドの統治を効率的に行い、投資主の利益を保護するために十分な、バランスのとれた多様な経験、資質、特性または能力を有していると考えている。当ファンドのガバナンス委員会および取締役会の推薦手順については「取締役会および委員会」の項に記載されている。

当ファンドの取締役、その年齢、住所、役職、在職期間および過去5年間の主な職歴およびその他関連する経歴は以下のとおりである。

氏名、年齢 および住所	当ファンドに おける地位	在職期間*	過去5年間の主な役職 およびその他関連する経歴	ファンド集合中 監督している ポートフォリオ数	兼務する その他の 管理職務**
独立取締役					
フランク・L・ボーマン† (Frank L. Bowman) (71才) ニューヨーク州 10036 ニューヨーク市 アベニュー・オブ・ジ・ アメリカス 1177 クラマー・レビン・ナフタ リス・アンド・フランケル LLP気付 独立取締役顧問	取締役	2006年8月より	ストラテジック・デジジョンズ LLC(コンサルタント)社長(2009年2 月より)。モルガン・スタンレーの各 種ファンド取締役または理事(2006 年8月より)。コンプライアンス・ 保険委員会委員長(2015年10月よ り)。元コンプライアンス・保険委 員会の保険小委員会委員長(2007年 ～2015年)。原子力エネルギー協会 (政策機関)総裁兼会長(2005年2月 ～2008年11月)。米国海軍および米 国エネルギー省原子力推進計画室長 を務めた8年間(1996年～2004年)を 含む38年間超の現役勤務を経て、米 国海軍を司令長官として退役。海軍 人事局長(1994年7月～1996年9 月)。政治軍事局局長として統幕事 務局に従事(1992年6月～1994年7 月)。名誉大英勲章第二位を受章。 フランス政府より国家功労勲章 オ フィシエを受章。ナショナル・アカ デミー・オブ・エンジニアリングに 選任(2009年)。	98	BP plc取締役。ナー バル・アンド・ ニュークリア・テク ノロジーズLLP取締 役。米国の軍YMCA名 誉総裁。米国海軍潜 水艦連盟総裁。国家 安全保障諮問評議会 米国グローバル・エ ンゲージメント研究 所および海軍分析研 究所軍事諮問委員会 メンバー。チャリ ティ・J・ストリー ト・カップ・ゴルフ 会長。フェアヘブ ン・ユナイテッド・ メンジスト教会理事 およびその他各種非 営利組織代表。
キャスリーン・A・デニス (Kathleen A. Dennis) (62才) ニューヨーク州 10036 ニューヨーク市 アベニュー・オブ・ジ・ アメリカス 1177 クラマー・レビン・ナフタ リス・アンド・フランケル LLP気付 独立取締役顧問	取締役	2006年8月より	シダーウッド・アソシエイツ(投資 信託および投資運用コンサルタント 会社)社長(2006年7月より)。モル ガン・スタンレーの各種ファンド投 資委員会のマネーマーケット証券お よび代替的投資小委員会委員長 (2006年10月より)ならびに取締役ま たは理事(2006年8月より)。元ピク トリー・キャピタル・マネジメント シニア・マネージング・ディレク ター (1993年～2006年)。	98	各種非営利組織代表。

氏名、年齢 および住所	当ファンドに おける地位	在職期間*	過去5年間の主な役職 およびその他関連する経歴	ファンド集合中 監督している ポートフォリオ数	兼務する その他の 管理職務**
独立取締役					
ナンシー・C・エヴァレット (Nancy C. Everett) (61才) ニューヨーク州 10036 ニューヨーク市 アベニュー・オブ・ジ・ アメリカス 1177 クラマー・レビン・ナフタ リス・アンド・フランケル LLP気付 独立取締役顧問	取締役	2015年1月 より	バージニア・コモンウェルス大学投資会社社の最高経営責任者(2015年11月より)。OBIR LLC所有者(機関投資運用コンサルタント会社)(2014年6月より)。元ブラックロック・インク マネージング・ディレクター(2011年2月～2013年12月)。ゼネラル・モーターズ・アセット・マネジメント(別名プロマーク・グローバル・アドバイザーズ・インク)最高経営責任者(2005年6月～2010年5月)。	98	バージニア・コモンウェルス大学スクール・オブ・ビジネス・ファンデーション役員。元バージニア・コモンウェルス大学評議会役員(2013年～2015年)。エマーシング・マーケット・グロース・ファンド・インク取締役会役員(2007年～2010年)。パフォーマンス・エクイティ・マネジメントLLC会長(2006年～2010年)。GMAMアプソルート・リターン・ストラテジー・ファンドLLC会長(2006年～2010年)。
ジャッキー・L・ハウスラー† (Jakki L. Haussler) (58才) ニューヨーク州 10036 ニューヨーク市 アベニュー・オブ・ジ・ アメリカス 1177 クラマー・レビン・ナフタ リス・アンド・フランケル LLP気付 独立取締役顧問	取締役	2015年1月 より	オーバス・キャピタル・グループ会長兼最高経営責任者(1996年1月より)。元キャブベスト・ベンチャー・ファンドLP取締役(2000年5月～2011年12月)。アデナ・ベンチャーズLPパートナー(1999年7月～2010年12月)。ザ・ヴィクトリー・ファンズ取締役(2005年2月～2008年7月)。	98	シンシナティ・ベル・インク取締役兼監査委員会および報酬委員会メンバー。ノーザン・ケンタッキー大学ファンデーション取締役および投資委員会メンバー。チエース法科大学院取引法実習センター評議会メンバー。ベスト・トラנסポート取締役。チエース法科大学院評議会役員。元シンシナティ大学ファンデーション投資委員会メンバー。マイアミ大学評議会メンバー(2008年～2011年)。ヴィクトリー・ファンズ理事(2005年～2008年)および投資委員会委員長(2007年～2008年)兼サービスプロバイダー委員会メンバー(2005年～2008年)。

氏名・年齢 および住所	当ファンドに おける地位	在職期間*	過去5年間の主な役職 およびその他関連する経歴	ファンド集合中 監督している ポートフォリオ数	兼務する その他の 管理職務**
独立取締役					
マニユエル・H・ジョンソン 博士† (Dr. Manuel H. Johnson) (67才) ワシントン特別区 20002 アイ・ストリート 220 NE200号室 ジョンソン・エスミック・イ ンターナショナル・インク 気付	取締役	1991年7月より	ジョンソン・エスミック・インター ナショナル・インク(コンサルティング 事務所)シニア・パートナー。 モルガン・スタンレーの各種ファン ド投資委員会委員長(2006年10月よ り)ならびに取締役または理事(1991 年7月より)。国際的な経済委員会 であるグループ・オブ・セブン・カ ウンシル(G7C)共同議長および創設 者。元監査委員会委員長(1991年7 月～2006年9月)。元米国連邦準備 制度理事会副議長および元米国財務 省書記官補佐。	100	NVRインク(住宅建築) 取締役。
ジョセフ・J・カーンズ (Joseph J. Kearns) (73才) カリフォルニア州 90265 マリブ マリブ・ロード 23823 S-50-440 カーンズ・アンド・アソシ エイツLLC気付	取締役	1994年8月より	カーンズ・アンド・アソシエイツ LLC(投資コンサルティング)社長。 モルガン・スタンレーの各種ファン ド監査委員会委員長(2006年10月よ り)ならびに取締役または理事(1994 年8月より)。元モルガン・スタン レーの各種ファンド監査委員会副委 員長(2003年7月～2006年9月)お よび監査委員会委員長(1994年8月 より)。ジェイ・ボール・ゲティエ基 金最高財務責任者。	101	エレクトロ・レン ト・コーポレーショ ン(機器リース)取締 役。2013年12月31日 より前はザ・フォー ド・ファミリー・ ファンデーション理 事長。
マイケル・F・クライン (Michael F. Klein) (57才) ニューヨーク州 10036 ニューヨーク市 アベニュー・オブ・ジ・ アメリカス 1177 クラマー・レビン・ナフタ リス・アンド・フランケル LLP気付 独立取締役顧問	取締役	2006年8月より	エトス・キャピタルLLCマネージン グ・ディレクター(2000年3月よ り)。エトス・オルタナティブス・ マネジメントLLC共同社長(2004年1 月より)。エトス・キャピタルLLC共 同最高経営責任者(2013年8月よ り)。モルガン・スタンレーの各種 ファンド投資委員会の固定利付証券 小委員会委員長(2006年10月より)な らびに取締役または理事(2006年8 月より)。モルガン・スタンレー・ アンド・カンパニー・インクおよび モルガン・スタンレー・ディーン・ ウィッター・インベストメント・マ ネジメント元マネージング・ディレ クター、モルガン・スタンレーの各 種ファンド元社長(1998年6月～ 2000年3月)ならびにモルガン・ス タンレー・アンド・カンパニー・イ ンクおよびモルガン・スタンレー・ ディーン・ウィッター・インベスト メント・マネジメント各元プリンシ パル(1997年8月～1999年12月)。	97	エトス・キャピタル LLCが運用または出資 する投資ファンド数 社の取締役。サニタ イズドAGおよびサニ タイズド・マーケ ティングAG各取締役 (特殊化学製品)。
マイケル・E・ヌジェント (Michael E. Nugent) (79才) ニューヨーク州 10036 ニューヨーク市 フィフス・アベニュー 522	取締役会会長 兼取締役	取締役会会長 (2006年7月よ り)兼取締役 (1991年7月よ り)	モルガン・スタンレーの各種ファン ド取締役会会長(2006年7月より)。 クローズド・エンド型ファンド委員 会委員長(2012年6月より)およびモ ルガン・スタンレーの各種ファンド 取締役または理事(1991年7月よ り)。元保険委員会委員長(2006年7 月まで)。トリンプ・キャピタル L.P.(民間投資組合)ゼネラル・ パートナー(1998年～2013年)。	100	なし。

氏名、年齢 および住所	当ファンドに おける地位	在職期間*	過去5年間の主な役職 およびその他関連する経歴	ファンド集合中 監督している ポートフォリオ数	兼務する その他の 管理職務**
独立取締役					
W・アレン・リード (W. Allen Reed) (69才) ニューヨーク州 10036 ニューヨーク市 アベニュー・オブ・ジ・ アメリカス 1177 クラマー・レビン・ナフタ リス・アンド・フランケル LLP気付 独立取締役顧問	取締役	2006年8月より	モルガン・スタンレーの各種ファン ド投資委員会の株式等持分証券小委 員会委員長(2006年10月より)ならび に取締役または理事(2006年8月よ り)。元ゼネラル・モーターズ・ア セット・マネジメント社長兼最高経 営責任者。元GMトラスト・バンク会 長兼最高経営責任者および元ゼネラ ル・モーターズ・コーポレーション 法人担当副社長(1994年8月～2005 年12月)。	98	レッジ・メイソン・ インク 取締役。元 オーバーン大学ファ ンデーション理事長 (2010年～2015年)。
ファーガス・リード (Fergus Reid) (83才) ニューヨーク州 12564 ボーリング チャールス・コールマン・ ブルバード 85 ジョー・ピエトリカ・イン ク気付	取締役	1992年6月より	ジョー・ピエトリカ・インク会長。 モルガン・スタンレーの各種ファン ド ガバナンス委員会委員長ならび に取締役または理事(1992年6月よ り)。	100	元JPモルガン・インベ ストメント・マネジ メント・インクが運 用するJPモルガン・ ファンド集合の投資 運用会社数社の理事 兼取締役(1987年～ 2012年)。
利害関係を有する取締役					
ジェームズ・F・ヒギンス [†] (James F. Higgins) (68才) ニューヨーク州 10004 ニューヨーク市 ワン・ニューヨーク・ブラザ	取締役	2000年6月より	モルガン・スタンレーの各種ファン ド取締役または理事(2000年6月よ り)。モルガン・スタンレー上級顧 問(2000年8月より)。	99	AXA フィイナンシャ ル・インクおよびAXA エクイタブル・ライ フ・インシュアラン ス・カンパニー元取 締役(2002年～2011 年)。AXA MONY ライ フ・インシュアラン ス・カンパニーおよ びAXA MONY ライフ・ インシュアランス・ カンパニー・オブ・ アメリカ元取締役 (2004年～2011年)。

* 取締役がモルガン・スタンレーのファンドへの従事を開始した最初の年月である。各組の取締役の任期は通常3年である。

** 過去5年間に取締役が兼務した公開会社および登録投資会社における役職が含まれる。

1940年法に定義される「利害関係人」。

† 本総会において選任が審議される取締役候補者である。

当ファンドの利害関係人でない取締役または取締役候補者、もしくはかかる者の親族のうち、いずれの者も運用会社の株式もしくは直接的または間接的に運用会社を管理する、または運用会社が管理するまたは運用会社の共同管理下にある会社の株式を所有していない。

当ファンドの執行役員、その年齢、住所、役職、在職期間および過去5年間の主な職歴は以下のとおりである。

氏名、年齢 および住所	当ファンドに おける地位	在職期間*	過去5年間の主な役職
執行役員			
ジョン・H・ガーノン (John H. Gernon) (52才) ニューヨーク州 10036 ニューヨーク市 フィフス・アベニュー 522	社長兼最高経営 責任者	2013年9月より	ファンド集合中のエクイティおよび固定 利付ファンド、およびモルガン・スタン レー・AIP・ファンドの社長兼最高経営責 任者(2013年9月より)ならびにリキディ ティ・ファンドならびに各種マネー・ マーケット・ファンドの社長兼最高経営 責任者(2014年5月より)。運用会社のマ ネージング・ディレクター。商品部長 (2006年より)。
ステファニー・V・チャン・ユ (Stefanie V. Chang Yu) (49才) ニューヨーク州 10036 ニューヨーク市 フィフス・アベニュー 522	最高コンプライ アンス責任者	1997年12月より	運用会社および運用会社の各種関連会社 マネージング・ディレクター。モルガン・ スタンレーの各種ファンドおよび運用会 社最高コンプライアンス責任者(2014年1 月より)。モルガン・スタンレーの各種 ファンド元副社長(1997年12月～2014年1 月)。
ジョセフ・C・ベネデッティ (Joseph C. Benedetti) (50才) ニューヨーク州 10036 ニューヨーク市 フィフス・アベニュー 522	副社長	2014年1月より	運用会社および運用会社の各種関連会社 マネージング・ディレクター。モルガン・ スタンレーの各種ファンド副社長(2014年 1月より)。モルガン・スタンレーの各種 ファンド元秘書役補佐(2004年10月～2014 年1月)。
フランシス・J・スミス (Francis J. Smith) (50才) ニューヨーク州 10036 ニューヨーク市 フィフス・アベニュー 522	財務役兼最高 財務責任者	2003年7月より 財務役、2002年 9月より最高財 務責任者	運用会社および運用会社の各種関連会社エ グゼクティブ・ディレクター。モルガン・ スタンレーの各種ファンド財務役(2003年 7月より)兼最高財務責任者(2002年9月よ り)。
メアリー・E・マリン (Mary E. Mullin) (49才) ニューヨーク州 10036 ニューヨーク市 フィフス・アベニュー 522	秘書役	1999年6月より	運用会社エグゼクティブ・ディレクター。 モルガン・スタンレーの各種ファンド秘書 役(1999年6月より)。

* 役員がモルガン・スタンレーのファンドへの従事を開始した最初の年月である。各役員はその任期を1年とし、後任者が選任され資格を有するまで務める。

経歴、資格および特性 当ファンドの取締役会は、各取締役の経歴、資格および特性に基づき、各人が取締役として従事すべきであると判断した。以下は、かかる判断に至った、および／またはかかる判断の基となった情報の概要である。

ボーマン氏はファンド集合中の他の種々のファンドにおける取締役または理事として従事した前歴から、様々な事業および金融問題における経験を有しており、コンプライアンス・保険委員会委員長（および元コンプライアンス・保険委員会の保険小委員会委員長）、およびBP plc、ナーバル・アンド・ニュークリア・テクノロジーズLLPの各取締役を務めている。ボーマン氏はまた、米国の軍YMCA名誉総裁、米国海軍潜水艦連盟総裁およびチャリティ・J・ストリート・カップ・ゴルフ会長を務めている。同氏はまた、フェアヘブン・ユナイテッド・メソジスト教会理事である。ボーマン氏はまた、米国グローバル・エンゲージメント研究所の国家安全保障諮問評議会および海軍分析研究所軍事諮問委員会のメンバーである。ボーマン氏は米国海軍および米国エネルギー省の原子力推進計画室長を務めた8年間（1996年～2004年）を含む38年間超の現役勤務を経て、司令長官として米国海軍を退役した。さらに、ボーマン氏は米国海軍の人事局長を務め（1994年～1996年）、米国海軍の全労働力、職員、訓練および教育資源の設計および配置を行い、政治軍事局局長として統幕事務局に従事（1992年～1994年）していた。また、ボーマン氏は原子力エネルギー協会総裁兼会長を務めていた。ボーマン氏は名誉大英勲章第二位の爵位およびフランス政府より国家功労勲章 オフィシエを受章し、ナショナル・アカデミー・オブ・エンジニアリングに選任（2009年）されている。同氏はコンサルティング会社ストラテジック・デシジョンズLLCの社長を務めている。

デニス氏はファンド集合中の他の種々のファンドにおいて取締役または理事として従事していた期間を含み、金融サービス業界および関連分野において25年超の経験を有し、投資委員会のマネーマーケット証券および代替的投資小委員会委員長を務めている。デニス氏は、同氏の取締役会における勤続年数およびビクトリー・キャピタル・マネジメンツのシニア・マネージング・ディレクターとしての地位に相応して、投資会社が運用に際して準拠すべき規制の枠組に関する強い知識を備えている。

エヴァレット氏は、金融サービス業界において、登録投資会社および登録投資運用会社における役職を含む35年超の経験を有している。GMAMアブソルート・リターン・ストラテジーズ・ファンドLLCおよびエマージング・マーケット・グロース・ファンド・インク等の他の登録ファンドの取締役会に従事することにより、エヴァレット氏は金融、会計、投資および規制分野において重要な経験を得た。エヴァレット氏はまた、公認フィナンシャル・アナリストである。

ホウスラー氏は、オーパス・キャピタル・グループの発展および成長に際した企業家および経営者としての経験を含め、金融サービス業界において30年超の経験を有しており、当ファンドの取締役会に有益な視点を提供する。オーパス・キャピタルにおける同氏の役職および複数のベンチャー・キャピタル・ファンドにおける取締役職その他を通じ、ホウスラー氏は会計原則および大企業の財務成績分析と取組む貴重な経験を得た。同氏は公認会計士（活動休止中）およびオハイオ州公認弁護士（活動休止中）である。

以前監査委員会委員長を務めていたファンド集合中の他の種々のファンドにおける取締役または理事としての在任期間に加え、ジョンソン博士は20年超にわたって複数企業の役員または取締役として従事

していた。これら前歴にはグループ・オブ・セブン・カウンシル共同議長および創設者、NVRインク取締役、エバグリーン・エネルギー取締役、グリーンウィッチ・キャピタル・ホールディングス取締役を含む。同氏はまた米国連邦準備制度理事会副議長および米国財務省書記官補佐を務めていた。さらに、ジョンソン博士は7年間にわたり財務会計基準審議会を監督する財務会計財団会長を務めていた。

カーンズ氏は、ファンド集合中の他のファンドにおける取締役会の監査委員会における前歴(監査委員会委員長または副委員長として20年近く、およびジェイ・ポール・ゲティー基金最高財務責任者としての職務を含む。)を通じ、会計に関する幅広い経験を得た。同氏はまた、金融コンサルティング会社であるカーンズ・アンド・アソシエイツLLC社長および創設者の地位を通じて金融、会計、投資および規制問題における経験を有している。カーンズ氏はまたエレクトロ・レント・コーポレーションの取締役を兼任しており、以前はザ・フォード・ファミリー・ファンデーションの取締役も務めた。取締役会は、カーンズ氏を米国証券取引委員会(「SEC」)で定める「監査委員会財務専門家」に任命している。

モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インクおよびモルガン・スタンレー・ディーン・ウィッター・インベストメント・マネジメントにおけるマネージング・ディレクターおよびモルガン・スタンレー・インスティテューショナル・ファンドの社長および理事としての前歴を通じ、クライン氏は登録投資会社の経営および運営における経験を有しており、取締役会に対して経営データおよび投資アドバイスの提供が可能である。クライン氏はまた、現職のエトス・キャピタルLLCマネージング・ディレクターおよび共同最高経営責任者、エトス・アルターナティブス・マネジメントLLCの共同社長ならびにエトス・キャピタルLLCが運用または出資する投資ファンド数社の取締役の職を通じ、投資管理業界における幅広い経験を有している。さらに、同氏はファンド集合中の他のファンドにおける取締役としての前歴を有している。

ヌジェント氏はファンド集合中の種々のファンドにおける取締役として20年超従事(モルガン・スタンレーのファンドにおける保険委員会委員長、クローズド・エンド型ファンド委員会委員長および会長を務めた時期を含む。)しており、金融、会計、投資および規制問題において幅広い経験を有している。ヌジェント氏はまた、トリンプ・キャピタルL.P.元ゼネラル・パートナーの経歴も有している。

W・アレン・リード氏は投資会社の取締役としての前歴を有し、アイシェアーズ・インクおよびファンド集合中の他のファンドにおける取締役または理事としての職務を通じて金融、会計、投資および規制問題における経験を有している。W・アレン・リード氏はレグ・メイソン・インク取締役、およびゼネラル・モーターズ・アセット・マネジメント社長兼最高経営責任者の前歴を通じて金融サービス業界における実質的な経験を得た。

ファーガス・リード氏はJPモルガン・ファンド集合中の投資運用会社数社の理事兼取締役、またファンド集合中の他のファンドの理事または取締役の職務を含み複数のミューチュアル・ファンドの取締役会に在籍していた。そのため、ファーガス・リード氏は金融、会計、投資および規制問題に経験を有し、取締役会に対して経営データおよび投資アドバイスの提供が可能である。

ヒギンス氏は金融サービス業界において30年超の経験を有している。ヒギンス氏はミューチュアル・

ファンドにおいて実質的な経験を有しており、ファンド集合中の他のファンドの取締役としての経験から金融、会計、投資および規制問題における経験を有している。ヒギンス氏はまた、以前はAXAフィナンシャル・インクおよびAXAエクイタブル・ライフ・インシュアランス・カンパニーを含む金融サービス業界のその他会社の取締役会にも在籍していた。

取締役の過去5年間の主な役職およびその他関連する経歴については上記の表に記載されている。

以下の表は、当ファンドおよび運用会社または関連会社が運用し、投資運用および投資家向け業務を行う関係会社として投資家に提供する登録投資法人数社(当ファンドを含む。)(「投資法人集合」)における2015年12月31日現在の各取締役および各取締役候補者の投資口証券の所有時価範囲を示したものである。情報は各取締役および各取締役候補者より提供されたものである。以下の表における投資口の時価は2015年12月31日現在の関係するファンド投資口の市場価格に基づいたものである。

投資口証券の所有時価範囲

取 締 役 の 氏 名	当ファンドの投資口 証券の所有時価範囲 (単位：米ドル)	投資法人集合中監督している または監督する予定の 全ファンドの投資口証券の 所 有 時 価 範 囲 (単位：米ドル)
<u>独立取締役</u>		
ボーマン	0	100,000超
デニス	0	100,000超
エヴァレット	0	0
ハウスラー	0	100,000超
ジョンソン	0	100,000超
カーンズ ⁽¹⁾	0	100,000超
クライン ⁽¹⁾	0	100,000超
ヌジェント	0	100,000超
W・アレン・リード ⁽¹⁾	10,001-50,000	100,000超
ファーガス・リード ⁽¹⁾	10,001-50,000	100,000超
<u>利害関係を有する取締役</u>		
ヒギンス	0	100,000超

- (1) 繰延報酬制度に基づき選任時に取締役により繰延べられた報酬総額を含む。かかる繰延報酬は繰延会計に計上され、同制度のもとで投資対象として提供されているモルガン・スタンレーの各種ファンド(またはこれらのポートフォリオ)のうち1社または複数のファンドに投資するものとみなされる。

取締役および役員の報酬

2016年1月1日より、取締役各人(取締役会会長を除く。)はモルガン・スタンレーのファンドにおける取締役としての役務に対して250,000米ドル(2016年1月1日より前は240,000米ドル)の年俸を受領する。

監査委員会委員長は80,000米ドルの追加の年間報酬を、投資委員会委員長は65,000米ドルの追加の年間報酬を受領し、コンプライアンス・保険委員会委員長は50,000米ドルの追加の年間報酬を受領する。取締役各人に支払われる報酬総額は、モルガン・スタンレーのファンドにより支払われ、各ファンド／ポートフォリオの関連純資産に基づき、モルガン・スタンレーの運用ファンド／ポートフォリオ間で比例按分される。マイケル・E・ヌジエントはモルガン・スタンレーのファンドにおける取締役会会長としての役務および取締役会に提供された管理業務に対して合計500,000米ドル(2016年1月1日より前は480,000米ドル)の年間報酬を受領する。

当ファンドはまた、かかる会議への出席に関して取締役が負担する出張費およびその他の費用を当該取締役に払戻す。運用会社の従業員である取締役各人は取締役としての役務に対して当ファンドから報酬または立替払費用を受領していない。

2004年4月1日から、当ファンドは繰延報酬制度を開始した。この制度により取締役各人は、取締役会における年間の役務に対して受領する報酬の全額または一部の支払いを繰延べることができる。資格を有する取締役各人は通常、繰延報酬制度に基づき投資の選択肢として提供される1社または複数のモルガン・スタンレーのファンド(またはそのポートフォリオ)のトータル・リターンに等しい額のリターンを繰延金額に貸記することを選択することができる。取締役の選択で、一括払いまたは5年間にわたり等額の年割賦で分配される。資格を有する取締役および受取人の繰延報酬制度に基づく保有金額に対する権利は保証されず、当該金額は当ファンドの債権者の請求対象となる。

2004年4月1日より前は、特定のモルガン・スタンレーのファンドには同様の繰延報酬制度(「旧繰延報酬制度」)があった。かかる制度においても独立取締役各人は、取締役会における年間の役務に対して受領した報酬の全額または一部の支払いを繰延べることができた。通常、繰延報酬制度が旧繰延報酬制度に取って代わり、現在、旧繰延報酬制度に基づくすべての未払金額は繰延報酬制度の条件が適用される(引続き旧繰延報酬制度の条件が適用される、2004年暦年中に支払われた金額を除く。)。

以下の表は、会計年度末現在の当ファンドにより各取締役に支払われる報酬総額、ならびに2015年12月31日に終了した暦年中に運用会社が運用する全ファンドおよび運用会社が投資顧問を務める他の米国登録投資法人または運用会社の関連会社が投資顧問会社を務める投資法人(総称して「ファンド集合」)より各投資法人の取締役としての役務に対し各取締役に支払われる報酬総額である。ファンド費用の一部として生じた年金または退職給付金はなかった。

取締役の氏名	当ファンドからの 報酬総額 ⁽²⁾	取締役に対する当ファンド およびファンド集合 からの報酬総額 ⁽³⁾
	(単位：米ドル)	(単位：米ドル)
独立取締役 ⁽¹⁾		
ボーマン	446	271, 500
デニス	446	271, 500
エヴァレット	391	240, 000
ハウスラー	391	240, 000
ジョンソン	491	303, 000
カーンズ ⁽³⁾	516	354, 000
クライン ^{(2) (3)}	446	271, 500
ヌジェント	778	480, 000
W・アレン・リード ^{(2) (3)}	446	271, 500
ファーガス・リード ⁽³⁾	440	303, 500
利害関係を有する取締役		
ヒギンス	390	240, 000

- (1) 当ファンド取締役としての役務ならびに当ファンド取締役会会長または委員会委員長もしくは小委員会委員長としての役務に対して支払われたすべての金額を含む。
- (2) 2015年12月31日に終了した会計年度において、クライン氏およびW・アレン・リード氏は当ファンドからの報酬の全額を繰延べた。
- (3) この欄に記載されている金額は、繰延報酬制度に基づき取締役が繰延べる前の2015年12月31日現在のファンド集合における全ファンドにより支払われた報酬総額を示している。2015年12月31日現在、繰延報酬制度に基づきカーンズ氏、クライン氏、W・アレン・リード氏およびファーガス・リード氏のためにファンド集合全体で繰延べられた金額(利息を含む。)はそれぞれ645, 006米ドル、537, 397米ドル、1, 890, 315米ドルおよび868, 250米ドルであった。ファンド集合の各ファンドの会計年度末は異なるため、この欄に記載されている金額は暦年ベースで表示されている。

2003年12月31日まで、特定のモルガン・スタンレーのファンドのうち49ファンド(「採用ファンド」)が、退職手当制度を採用しており、それに基づき、当該ファンドのいずれかにおいて少なくとも5年以上独立理事／取締役として勤務した後に退職した独立理事／取締役(「適格理事／取締役」)は、定年に達した際に在職期間等の要件に基づき退職手当の支払いを受けていた。2003年12月31日付で、各適格理事／取締役の未払い退職金は凍結されたが、下記表に記載の各適格理事／取締役の定年到来時またはその後、に年率8%を付して支払われる。

当ファンドの費用の一部として発生した年金または退職手当はない。下記の表は2015年12月31日に終了した暦年において発生した採用ファンドの独立取締役に対する退職手当および当該独立取締役の定年翌暦年の採用ファンドの退職手当の見積りを示している。退職手当制度に参加しているのは下記の取締役のみである。

独立取締役の氏名	ファンド費用として発生した 退職手当(採用ファンド全体) (単位：米ドル)	定年にあたり予測される年次退 職手当(採用ファンド全体) ⁽¹⁾ (単位：米ドル)
マニュエル・H・ジョンソン	44,686	64,338
マイケル・E・ヌジェント	45,156	57,539

(1) 退職手当制度に基づき発生した合計額は年率8%を付して定年後毎年、当該取締役の生涯にかけて支払われる。

取締役候補者の選任については、定足数が出席している総会において投票数の過半数の賛成投票が必要である。過半数の投票とは、候補者の選任に対して投じられた「賛成」票が「保留」票を上回ることを指す。当ファンドの基本定款に基づき、総会において議決権を有する投票の過半数を投票できる投資主本人またはその代理人の出席をもって定足数とする。「追加情報」を参照のこと。

当ファンド取締役会は、皆様が取締役候補者の選任に関し「賛成票」を投じるようお勧め致します。

有価証券の実質的所有状況

当ファンド経営陣の知る限りにおいて、以下の者が2016年4月7日現在当ファンド発行済投資口の5%超を実質的に所有していた。かかる情報はSECに提出された、公的に入手可能な別表13Dおよび別表13G開示書類に基づいている。

実質的所有者の名称および住所	実質的所有の形態および額	種類における割合
シティ・オブ・ロンドン・インベストメント・グループPLCおよびシティ・オブ・ロンドン・インベストメント・マネジメント・カンパニー・リミテッド 英国EC3V 0AS ロンドン グレース・チャーチ・ストリート 77	単独議決権および単独処分権を有している投資口1,847,923口。 ⁽¹⁾	13.30%
アミカ・ミューチュアル・インシュランス・カンパニー ロード・アイランド州02865 リンカーン アミカ・ウェイ 100	単独議決権および単独処分権を有している投資口1,607,413口。 ⁽²⁾	11.49%
ウェルス・ファーゴ・アンド・カンパニー カリフォルニア州94104 サンフランシスコ モンゴメリー・ストリート 420	共同議決権を有している投資口1,175,192口および共同処分権を有している投資口1,577,995。 ⁽³⁾	11.26%

実質的所有者の名称および住所	実質的所有の形態および額	種類における割合
ウェルス・キャピタル・マネジメント・インク カリフォルニア州94105 サンフランシスコ マーケット・ストリート 525	共同議決権を有している投資口 1,159,305口および共同処分権を有して いる投資口1,559,208。 ⁽³⁾	11.13%
1607キャピタル・パートナーズLLC バージニア州23060 グレン・アレン レイク・ブルック・ドライブ 4991 125号室	単独議決権および単独処分権を有してい る投資口1,270,847口。 ⁽⁴⁾	9.20%
イェール大学投資部 コネチカット州06511-2107 ニュー・ヘーベン プロスペクト・ストリート 230	単独議決権および単独処分権を有してい る投資口3,006,755口。 ⁽⁵⁾	8.30%
ラザード・アセット・マネジメントLLC ニューヨーク州10112 ニューヨーク市 ロックフェラー・プラザ 30	単独議決権を有している投資口867,094 口および単独処分権を有している投資口 868,494口。 ⁽⁶⁾	6.20%
ビル・アンド・メリンダ・ゲーツ・ファン デーション・トラスト ワシントン州98109 シアトル フィフス・アベニュー・ノース 500	共同議決権および共同処分権を有してい る投資口695,241口。 ⁽⁷⁾	5.00%

(1) SECに2016年2月12日に提出された別表13G/Aに基づく。

(2) SECに2016年2月11日に提出された別表13Gに基づく。

(3) SECに2016年1月27日に提出された別表13G/Aに基づく。

(4) SECに2016年2月16日に提出された別表13G/Aに基づく。

(5) SECに2003年1月24日に提出された別表13G/Aに基づく。

(6) SECに2016年2月10日に提出された別表13G/Aに基づく。

(7) SECに2016年3月21日に提出された別表13Gに基づく。

2016年4月10日現在、当ファンドの役員および取締役がまとめて所有する当ファンド投資口総数は、当ファンド発行済投資口の1%未満であった。

第16条 (A) 実質的所有報告義務の遵守

1934年証券取引所法第16条(a)により、当ファンドの業務執行役員および取締役ならびに当ファンド投資口の10%超の実質的所有者は1934年証券取引所法第16条(a)に基づく一定書類の適時提出が要求されている。当ファンドに提供された所有に関するかかる報告書の写しを検討した限りでは、前会計年度中、当ファンドの役員、取締役および10%超の実質的所有者はいずれも適用のある提出義務をすべて遵守していたと当ファンドは考えている。

監査委員会報告および監査報酬

監査委員会報告

2015年6月9日から10日に開催された取締役会において、1940年法に定義される当ファンドの「利害関係人」ではない取締役の過半数を含めて、当ファンド監査委員会の推薦に基づき行為する当ファンド取締役会は、アーンスト・アンド・ヤングLLPを2016年12月31日に終了する会計年度のための当ファンドの独立公認会計事務所として選任した。当ファンド監査委員会は、書面による開示文書および公開企業会計監視委員会(PCAOB)の倫理および独立性規則第3526号により要求されている書状をアーンスト・アンド・ヤングLLPから受領し、また当ファンドに対する独立性についてアーンスト・アンド・ヤングLLPと議論した。当ファンドは、アーンスト・アンド・ヤングLLPの当ファンドにおける直接的または重要な間接的な財務上の利害関係を認識していない。

直近の会計年度の当ファンドの財務書類はアーンスト・アンド・ヤングLLPの監査を受けた。監査委員会は、当ファンドの経営陣と共に当ファンドの監査済財務書類について検討し、議論した。さらに監査委員会は、監査基準第61号(監査基準概要書 AU第380条)により議論するよう要求されている事項についてアーンスト・アンド・ヤングLLPと議論した。上述の検討および議論に基づき、監査委員会は取締役会に対し、直近に終了した会計年度の監査済財務書類が直近の投資主向年次報告書およびSECに提出した年次報告書に含まれるよう勧告した。

監査委員会委員長	ジョセフ・J・カーンズ
監査委員会委員	W・アレン・リード
監査委員会委員	マイケル・F・クライン
監査委員会委員	ジャッキー・L・ハウスラー

監査報酬

(省略)

監査関連報酬

(省略)

課税報酬

(省略)

その他の報酬

(省略)

監査委員会の事前承認

(省略)

運用会社およびその関連会社により支払われた非監査報酬総額

(省略)

追加情報

本書に記載ある議題以外に本総会に提出される議題はないとみているが、本総会の延会に関する問題を含め投資主の投票が必要なその他の議題が提出された場合は、同封の委任状用紙に名前が記載された者が当ファンドの利益において本人の最良の判断により投票する。議事進行に必要な定足数、または議案の可決もしくは否決に必要な投票数が本総会で得られなかった場合、代理人として指名された者は一層の議決権行使の勧誘のため、本総会について1度以上の延会を提案することができる。かかる延会には、本人または委任状による本総会出席者中、当ファンド投資口の過半数を保有する者からの賛成票を必要とする。本総会において定足数が満たされているが、当ファンドの議案を可決するための投票数が満たない場合には、委任状は、一層の議決権行使の勧誘のため、かかる議案に関連する総会について1度以上の延会に賛成として投票される。ただし、代理人として指名された者がかかる延会および一層の勧誘が合理的であり、投資主の利益となると判断した場合とする。当ファンドの定款に基づき、当ファンドの年次株主総会の議長または当ファンドの役員は延会について上述の権限を有する。

2017年年次投資主総会への投資主からの議案の提出

投資主が2017年に開催される当ファンド年次投資主総会に議案を提出する意向がある場合、かかる議案は当該総会に関する当ファンドの委任状勧誘参考資料および委任状用紙に加えるため、2017年1月11日までに当ファンドにより受領されなければならない。2017年に開催される当ファンド年次投資主総会に(当ファンドの委任状勧誘参考資料に含まれない。)議案の提出を希望する投資主は、当ファンド付属定款により要求されている方法および形式に従って、2017年3月18日から2017年4月17日までの間に、当ファンドの秘書役宛てにかかる議案を書面にて通知しなければならない。当ファンドはかかる付属定款を希望する投資主に対して付属定款の写しを無料で提供する予定である。

当ファンドの付属定款を希望する場合は、ニューヨーク州10036、ニューヨーク市 フィフス・アベニュー522、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク、19階法務部気付当ファンド宛てに書面にて請求しなければならない。

メアリー・E・マリン

秘書役

日付：2016年5月9日

本総会に出席しないが議決権を行使されたい投資主の方は、同封の委任状にご署名、日付ご記入の上、同封の封筒にてご返送下さい。

株式会社証券保管振替機構からのお願い

日本における外国株券等保管振替決済制度においては、投資主の権利は平成28年4月7日現在の確定された同制度に基づく実質投資主の指示により、当社が行使しますので、この議決権代理行使勧誘に関する参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権代理行使指図書に議案に対する賛否等を表示して、折り返しご送付下さいますようお願い申し上げます。

本書は英語による原本（Morgan Stanley Asia-Pacific Fund, Inc. Notice of Annual Meeting of Stockholders May 9, 2016 および Proxy Statement）の邦抄訳です。英語の原本は下記の場所で閲覧いただくか、郵送にてご送付することも可能です。

<連絡先>

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

 0120-782-031